

糸満市小学生・中学生向けプログラミング講座業務委託仕様書

本仕様書は、糸満市小学生・中学生向けプログラミング講座（以下「本事業」という。）の業務委託を実施するにあたり、その仕様を定めるものである。

1. 事業目的

本事業は、次世代を担う市内の小学生・中学生を対象にプログラミング講座を通して、情報技術に関する興味を抱き、論理的思考を身につけ、かつ、日常生活が情報技術を活用した産業で支えられていることに気付くことで、将来のキャリア形成に役立てることを目的とする。

2. 業務内容

本事業は、民間の情報通信関連事業者へ業務を委託し、次の業務を実施する。

(1) プログラミング講座の実施

項番	項目	仕様
①	講座内容	事業目的に沿った内容かつ受講者が理解し易く、また理解が深まるとともに、楽しみながら学べる内容とすること。
②	講座目標	講座目標について、小学生向け講座ならびに中学生向け講座は、以下の項目に比重を置くこと。 ・プログラミングや情報技術への興味関心を高めること ・プログラミングの仕組みの学習を通して、論理的思考を身につけること
③	対象者	対象者は、講座ごとに以下のとおりとする。 小学生向け講座：本市在住又は在学の小学4年生～6年生 中学生向け講座：本市在住又は在学の中学1年生～3年生
④	会場	会場は、「糸満市観光文化交流拠点施設 シャボン玉石けんくくる糸満」とすること。会場設営・撤去も実施すること。 (施設利用料を見積りに含めること。) ※会場の予約や利用料等については(別紙)参照
⑤	講座数	⑥の目標受講者数を念頭に置き、複数回の継続的な講座を用意し、計画を立て事業を遂行すること。また、小学生向け講座と中学生向け講座は分けて開催すること。 例：4回の講座を3クラスに分けて実施する。
⑥	目標受講者数	1講座10名程度。延べ120名以上とすること。 なお、受講者の募集については、本市内全小学校・中学校へ周知のうえ適正に選定すること。
⑦	講師及び補助員	講師及び補助員については、受講者の質問等に適切に対処し、無理なく講座が進行できるよう配置すること。 講師が遠隔の場合は、補助員が現場で対応する等、適切に講座が進行できる体制とすること。

⑧	教材	受講用のノートパソコン等の電子計算機、インターネット通信に供するモバイルルータ等の資材、ソフトウェア及びテキストその他講座に必要な教材は受託者で準備すること。
⑨	実施スケジュール	受講者が参加しやすいスケジュール計画を立てること。
⑩	情報発信	ホームページ及びSNS、チラシ等で行う。 本市ホームページ及び本市SNS（LINE、Facebook、Instagram）を活用する際は、投稿記事の案を提出すること。 投稿などの運用は本市が実施する。 チラシ印刷代は本事業に含むこと。 本市内小学校・中学校への広報は、本市教育委員会と連携し、行うこと。
⑪	講座受講後の対応	講座終了後の受講者へフォローアップ等を行うこと。

(2) アンケートの実施及び回収等

- (ア) プログラミング講座終了後、参加者全員へのアンケート実施
- (イ) アンケートの回収、集計、受講者の自由意見など
- (ウ) 実施結果の分析と次回改善に向けた本市への提言

(3) 成果物の提出

- (1)及び(2)の事業報告を提出すること。

3. 委託条件

- (1) 受託者は、事業を実施する前に「事業実施計画書」を作成し、本市の承認を得て当該事業を実施すること。
- (2) 受託者は、当該業務を円滑に推進するため、専門的知見やノウハウを有する責任者と事務局の人材を確保し適切な体制を整えること。
 - (ア) 責任者 各種事業の企画立案、運営などの全体総括を担う。
 - (イ) 事務局 本業務を円滑に推進するために責任者を補佐し、事務全般を担う。
- (3) 受託者は、本業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密や個人情報等を他に漏らしはならない。なお、本業務終了後も同様とする。
- (4) 受託者は、本市及び本市教育委員会、市内小学校及び中学校等と適宜、協議調整等を行うことにより、本事業が円滑に遂行できるように努めること。

4. 個人情報及び法人情報の取り扱い

本業務の実施にあたり、収集する個人情報等を本市に提供することについて、受講者（保護者）に事前に説明のうえ、同意を得ておくこと。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に準拠すること。

5. 協議

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、または本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、受託者は本市と誠実に協議するものとする。

6. 成果物

本事業終了後、2.(3)の成果物の事業報告書を印刷物1部、電子媒体1部を提出すること。
なお、成果物の著作権は、本市に帰属するものとする。

(別紙)

会場の予約等について

本市が仮予約をしている会場と日程は、以下の通りである。受託者は、都合に合わせて日付及び時間を選択すること。なお、仮予約以外の日程を設定する場合は、受託者で施設予約を行うこと。

1 施設

糸満市観光文化交流拠点施設 シャボン玉石けん くくる糸満 会議室1及び会議室2

- ・会議室1及び会議室2は連結利用が可能
- ・最大約60人収容可能（連結利用時）
- ・面積約127.73 m²（連結利用時）

2 仮予約日

2023年 11月 5日（日）、25日（土）、26日（日）
12月 3日（日）、10日（日）

2024年 1月13日（土）、14日（日）、20日（土）、21日（日）、
27日（土）、28日（日）
2月 4日（日）、10日（土）、11日（日）、
17日（土）、18日（日）、24日（土）、25日（日）

合計18回

3 仮予約時間

全日程一律 午前9時～午後6時（9時間）

4 施設利用料

1時間あたりの施設利用料は、以下の通りである。

※当該施設利用料も見積りに含めること。

※糸満市主催の事業であるため、市内の方の料金を参照すること。

施設		1時間当たりの 利用料（税込）
会議室	項目	
会議室1	施設利用(市内の方)	500円
	空調利用	700円
会議室2	施設利用(市内の方)	500円
	空調利用	700円
合計		2,400円

5 参考

糸満市観光文化交流拠点施設 シャボン玉石けん くくる糸満 ホームページ
施設情報

<https://www.kukuru-itomancity.jp/facility.php>